

社保審「第38回 医療部会」 医療法等改正に向けた意見案に大筋合意

2013/12/19

医療法等改正による医療提供体制の改革について議論を行ってきた社会保障審議会・医療部会（部会長：永井良三・自治医科大学学長）は12月19日、同部会の意見書を取りまとめるための最終会合を開き、大筋で合意した。



この日示された医療法等改正に関する意見案は、前回12月11日の会合で各委員から挙げられた意見をベースに修正が加えられたもの（13.12.11 社保審「第37回 医療部会」http://www.medical-lead.co.jp/documents/131211iryobukai_006.pdf 参照）。主な変更点として、地域医療ビジョン策定時に意見を聴く対象が「医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療審議会及び市町村」と明記されるなど、取り組みの主体や対象が具体的に示された。その他、チーム医療における各医療職種の業務範囲に関して「薬剤師の調剤業務等の見直し」が追加され、薬剤師の患者における実施可能な調剤業務について、「処方医に疑義照会した上での調剤量の変更」を加える他、薬剤の使用法に係る実技指導について、関係する検討会等で引き続き検討を行うことの必要性が示された。

事務局による変更点についての説明に続き、前回同様フリーディスカッション形式での討議となったが、前述の地域医療ビジョンの策定において「医師会、歯科医師会、薬剤師会から意見を聴く」とされたことに対し、病院関係団体の委員らが「病床機能の分化も踏まえると、当事者である病院や有床診療所から意見を聴くことも大事。職能団体と病院団体が同じ立場で改革を推進していかなければならない」と文言の修正を求めた。

また、看護職員確保対策にも発言が集中。人材不足が指摘されている訪問看護師の確保に向けた国を挙げての取り組みの実施の他、看護職員確保の役割を担うナースセンターと医師会と病院団体等の関わりについても意見が挙がり、都道府県のナースセンターとそれを支援する中央ナースセンターそれぞれの運営協議会に医師会と病院団体等が加わり協議を行うことの明確化が要望された。

意見書案の内容に関しては大筋で合意が得られ、この日挙げられた“注文”に対する最終的な調整は永井部会長に一任された。

厚労省は今後、医療法等改正法案について同部会の意見書を基に与党と擦り合わせを行い、来年1月の通常国会に提出する運び。